

子ども子育て支援制度における平成30年度保育所使用料基準額表 【2号：保育認定】

※該当するのは永末保育所(へき地保育所)のみです。

その他の保育所は保育所使用料(以下「保育料」という。)が異なります。

階層区分	世帯の課税額 市民税額	保育料(月額:円)				
		3歳以上の児童				
		第1子		第2子(半額)		第3子以降
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	無料
2	非課税世帯	1,400 (0)	900 (0)	0	0	
3	均等割のみ課税	6,300 (2,050)	5,900 (1,850)	3,150 (0)	2,950 (0)	
4	所得割課税額 10,000 円未満	8,300 (3,000)	7,900 (2,900)	4,150 (0)	3,950 (0)	
5	30,000 円未満	9,400 (3,400)	8,900 (3,200)	4,700 (0)	4,450 (0)	
6	48,600 円未満	11,500 (4,100)	11,000 (4,000)	5,750 (0)	5,500 (0)	
7	60,700 円未満	12,300 (4,200)	11,800 (4,100)	6,150 (0)	5,900 (0)	
8	72,800 円未満	17,800 (4,500)	17,300 (4,400)	8,900 (0)	8,650 (0)	
9	77,101 円未満	20,800 (4,600)	20,300 (4,500)	10,400 (0)	10,150 (0)	
10	84,900 円未満	20,800	20,300	10,400	10,150	
11	97,000 円未満	23,400	22,900	11,700	11,450	
12	115,000 円未満	27,100	24,600	13,550	12,300	
13	133,000 円未満	28,700	27,700	14,350	13,850	
14	169,000 円未満	32,200	31,200	16,100	15,600	
15	213,000 円未満	33,100	32,100	16,550	16,050	
16	257,000 円未満	33,700	32,700	16,850	16,350	
17	301,000 円未満	34,800	33,800	17,400	16,900	
18	397,000 円未満	36,200	35,200	18,100	17,600	
19	397,000 円以上	37,700	36,700	18,850	18,350	

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※()内の使用料について

- ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯
- ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯

※国の制度改正により、保育料が変更になる場合があります。

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。家計に与える影響を考慮し、保護者の収入状況に応じて負担をしていただきます。これらの費用が、保育所で日々の保育を行うための必要な経費の一部となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

保育料の決定方法	保育料は公立保育所・私立保育所とも同じ計算方法で決定します。	
	年齢区分	年齢は4月1日時点の児童の満年齢で区分をします。年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分は変わりません。
	階層区分	保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母（世帯状況によって祖父母等も含まれます）の市民税額の合算額によって決定します。 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月から3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。 世帯の状況によっては、市民税の納税通知書や課税証明書を提出していただくことがあります。 （本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合等）
	保育必要量	支給認定を受けた保育必要量（保育標準時間、保育短時間）により保育料が異なります。支給認定の変更で保育必要量の変更があった場合の保育料は、翌月からの変更となります。
	第2子及び第3子以降	第2子の保育料は半額です。なお、階層区分が2～9階層に該当する次の世帯は無料となります。 ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯 ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯 第2子の第2階層、第3子以降の保育料は無料です。
保育料の納付	<p>*保育料の納付は、原則口座振替となっています。最寄りの金融機関でお手続きをお願いします。</p> <p>*月末の納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。</p> <p>督促及び催告しても納付のない場合は、児童手当からの特別徴収、資産調査や給与調査等を行い、財産を差し押さえることがあります。</p> <p>給与調査等を行い、財産を差し押さえることがあります。</p> <p>また、納期限を過ぎて納めた場合は、延滞金がかかることがあります。</p>	

※婚姻歴のないひとり親家庭の場合には、保育料が軽減される場合があります。

母又は父が、これまで婚姻したことがないひとり親であり、20歳未満の生計を同じくする（他の人の税法上の扶養でない）子がおり、一定の条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により、保育料が軽減される場合があります。

【事前に手続きが必要】

※保育料算定の基礎とする期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（19）となります。

【お問い合わせ先】

〒727-8501

庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 生活福祉部児童福祉課児童福祉係

電話：0824-73-1192